

建設工事の入札参加者への社会保険加入の義務付けについて（お知らせ）

社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入は雇用者の義務となっており、国土交通省は、平成 29 年度に加入 100%を目指し対策を進め、さらに同省発注工事の元請、一定規模以上の一次下請は、平成 26 年 8 月 1 日以降、加入業者に限定すると公表されました。

また、国土交通省等では、賃金引上げ、社会保険加入のために設計労務単価を平成 25 年度（対前年度比）15.1%増、平成 26 年度 7.1%増と大幅に引き上げ、長崎市も同様に引き上げています。さらに長崎市では平成 26 年度から最低制限価格率の 1%引き上げを行ったところです。

保険料を適正に負担している業者にとっては未加入業者が入札に参加できることは、不公平な状態となっております。

そのため、次のとおり本市の入札参加資格として社会保険加入を加えますのでお知らせいたします。適用除外措置とならない未加入業者の方については、加入手続きを済ませ、本市への書類提出をお願いします。

- 1 平成 26 年 10 月 1 日以降の公告案件から社会保険加入を入札参加資格とします。
- 2 本市での加入の確認は「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で行います。ただし、同通知書の発行後に社会保険に加入し保険料を納めている場合は、経営事項審査の有効期限内であれば、経過措置として今回に限り確認書類を次のとおりとします。
 - (1) 雇用保険の確認書類（次のうちいずれか一つ）
 - ア 事業所別被保険者台帳照会（写し）
 - イ 概算保険料又は確定保険料の納付を証する書類（写し）
 - (2) 健康保険の確認書類（次のうちいずれか一つ）
 - ア 保険料の納入に係る領収書（写し）
 - イ 保険料の納入証明書（写し）
 - ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
 - エ 全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、『加入証明書』及び『健康保険被保険者の適用除外の承認を受けていることを証明する書類』（写し）
 - (3) 厚生年金保険の確認書類（次のうちいずれか一つ）
 - ア 保険料の納入に係る領収書（写し）
 - イ 保険料の納入証明書（写し）
 - ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
- 3 確認書類の提出は、平成 26 年 9 月 22 日(月)までに行ってください。それ以降に提出されると、平成 26 年 10 月 1 日以降の入札に参加できない日が生じますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

契約検査課総務係

電話 095-829-1160（直通）